

	必要書類等	内容	法律婚	事実婚
1	不妊に悩む方への特定治療支援事業申請書 (原本)	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者・配偶者が記入してください。(コピー不可) ・県HPまたは保健所窓口で様式を入手できます。 	○	○
2	不妊に悩む方への特定治療支援事業受診等証明書 (原本)	<ul style="list-style-type: none"> ・指定医療機関に発行を依頼してください。(コピー不可) ・県HPまたは保健所窓口で様式を入手できます。 ・男性不妊治療費助成の申請をする方は、第2号様式「受診等証明書」の「今回の治療方法」「領収金額」欄に男性不妊治療分の証明をもらうか、第2号様式の2「受診等証明書(男性不妊治療用)」を発行してもらうかのいずれかが必要です。 	○	○
3	住民票の写し(原本) (マイナンバー(個人番号)の記載のないもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・県内に住所があること、前住所等を確認するための書類です。 ・住所地の市町村で発行できます。(コピー不可) ・申請日から3か月以内に発行されたもの ・夫婦それぞれの住所・生年月日・続柄・筆頭者を確認できるもの ・法律婚・事実婚ともに、夫婦両方の住民票が必要です。(同一世帯でない場合を含む。) ・外国籍の方で、2012年7月8日以前に婚姻された方は、在留カードまたは特別永住者証明書の両面をコピーしたのも、ご提出ください。 	○	○
4	戸籍謄本(原本) または 在留カード・特別永住者証明書のコピー	<ul style="list-style-type: none"> ・婚姻関係の有無、婚姻日等を確認するための書類です。 ・本籍地の市町村で発行できます。 ・申請日から3か月以内に発行されたもの <p>【法律婚の場合】 以下に当てはまる場合のみ、ご用意ください。 ①本県で初めて本助成制度を利用する方 ②夫婦で住所が異なるなど、住民票にて夫婦の続柄を確認できない方</p> <p>【事実婚の場合】 ・全ての方がご用意ください。</p>	△	○
5	領収書及び明細書のコピー (指定医療機関が発行したもの) ※領収書からは治療内容が確認できない場合は、明細書もご提出ください。	<ul style="list-style-type: none"> ・申請額を確認するための書類です。男性不妊治療費助成の申請をする方は男性不妊治療分の領収書・明細書も提出してください。 ・以下の内容であることが必要です。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 「不妊に悩む方への特定治療支援事業受診等証明書」に記載された治療期間内のものであり、助成対象となる治療費に係るものであること。 2. 合計額が申請額以上のものであること。 ※助成対象外経費 入院費、室料、食事代、食事療養費、凍結された精子・卵子・受精胚の管理料(保存料)、文書料、不妊症の原因を確認するための検査、不妊症かどうかに関わらず実施する検査 ・領収書原本はご本人が保管してください。 	○	○
6	事実婚関係に関する申立書	<ul style="list-style-type: none"> ・事実婚の夫婦は全員ご用意ください。 ・県HPまたは保健所窓口で様式を入手できます。 	×	○